



(市外局番 0283)

葛生支店 85-2090 佐野南支店 24-2332 旗川支店 62-1212 三好支店 赤見支店 25-0224 犬 伏 支 店 23-3636 62-1005 常盤支店 85-3090 吾妻支店 愛村支店 65-0121 佐野中央支店 24-2065 金融·業務課 24-3712 23-2555

冬もやるぞう貯金キャンペーン

商品概要説明書

(令和5年11月1日~令和6年1月31日適用)

1. 商 品 名	・スーパー定期貯金<単利型>(1年) ・大口定期貯金<単利型>(1年)
2. 販売対象	・個人
3. 期 間	・定型方式 1年(単利型) ・自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・30万円以上の新規資金 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の 入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする 「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用 貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条 件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または本店金融・業務課(電話:0283-24-3712)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考 となる事項	